

事 務 連 絡
令和5年2月17日

出店企業の皆様へ

(公財) 日本食肉流通センター

食品、添加物等の規格基準の一部改正について【情報提供】

日頃から当センターの業務運営につきまして、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

農林水産省畜産局食肉鶏卵課を通じて、厚生労働省が食品、添加物等の規格基準の一部を改正した旨の情報提供がありましたので、お知らせします。

関係団体各位

平素より大変お世話になっております。

この度、厚生労働省より、食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（資料1）が告示され、食品、添加物等の規格基準が改正されたところです。

改正の概要等につきましては、別添資料1をご確認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

貴団体におかれましては、本件についてご承知おきいただきますとともに、参加団体へのご周知にご協力くださいますよう、お願い申し上げます。

生食発0214第1号
令和5年2月14日

各

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省大臣官房
生活衛生・食品安全審議官
(公印省略)

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（令和5年厚生労働省告示第28号）が本日告示され、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号。以下「規格基準告示」という。）が改正されました。

改正の概要等については、下記のとおりですので、関係者への周知をお願いするとともに、その運用に遺漏がないようお取り計らいをお願いします。

記

第1 改正の概要

以下の品目について、食品中の残留基準値を改正したこと（別紙参照）。

農薬アシノナピル、農薬トリフロキシストロビン、農薬フェナリモル、農薬フェンピラザミン、農薬フルキサメタミド、農薬フロニカミド及び農薬ペンチオピラド

第2 適用期日

1 規格基準告示の改正に伴う残留基準値の適用について

告示の日から適用すること。ただし、下表に掲げる食品の残留基準値は、告示の日から起算して1年を経過した日から適用すること。

＜告示の日から起算して1年を経過した日から適用する食品の残留基準値＞

農薬等	食品
アシノナピル	すいか、すいか（果皮を含む。）、みかん及びみかん（外果皮を含む。）
トリフロキシストロビン	すいか、すいか（果皮を含む。）、メロン類果実、メロン類果実（果皮を含む。）、まくわうり、まくわうり（果皮を含む。）、みかん、みかん（外果皮を含む。）、びわ、びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）、もも、もも（果皮及び種子を含む。）、キウイー及びキウイー（果皮を含む。）
フェナリモル	小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし、そば、その他の穀類、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい、その他の豆類、ばれいしょ、さといも類（やつがしらを含む。）、かんしょ、やまいも（長いもをいう。）、こんにゃくいも、その他のいも類、てんさい、だいこん類（ラディッシュを含む。）の根、だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー、その他のあぶらな科野菜、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）、その他のきく科野菜、たまねぎ、ねぎ（リーキを含む。）、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ、その他のゆり科野菜、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、その他のせり科野菜、トマト、なす、きゅうり（ガーキンを含む。）、かぼちゃ（スカッシュを含む。）、しろうり、すいか、すいか（果皮を含む。）、メロン類果実、メロン類果実（果皮を含む。）、まくわうり、その他のうり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、マッシュルーム、しいたけ、その他のきのこ類、その他の野菜、みかん、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）、グレープフルーツ、ライム、その他のかんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）、もも、もも（果皮及び種子を含む。）、ネクタリン、あんず（アプリコットを含む。）、すもも（プルーンを含む。）、うめ、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー、ハックルベリー、その他のベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイー、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし、その他の果実、ひ

農薬等	食品
フェナリモル（続き）	まわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね、その他のオイルシード、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド、くるみ、その他のナッツ類、茶、その他のスパイス、その他のハーブ、牛の脂肪、豚の脂肪、その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪、豚の肝臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓、豚の腎臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓、鶏の筋肉、その他の家きんの筋肉、鶏の脂肪、その他の家きんの脂肪、鶏の肝臓、その他の家きんの肝臓、鶏の腎臓、その他の家きんの腎臓、鶏の食用部分、その他の家きんの食用部分、鶏の卵及びその他の家きんの卵
フェンピラザミン	すいか、すいか（果皮を含む。）、メロン類果実、メロン類果実（果皮を含む。）、みかん、みかん（外果皮を含む。）、もも及びもも（果皮及び種子を含む。）
フルキサメタミド	大豆、さといも類（やつがしらを含む。）、かんしょ、だいこん類（ラディッシュを含む。）の根、たまねぎ、きゅうり（ガーキンを含む。）、すいか、すいか（果皮を含む。）、メロン類果実、メロン類果実（果皮を含む。）、えだまめ及びその他の野菜
フロニカミド	もも（果皮及び種子を含む。）及びその他のスパイス
ペンチオピラド	はくさい、くり、ペカン、アーモンド、くるみ及びその他のナッツ類

2 規制対象について

告示の日から起算して1年を経過した日から改正後の残留基準値が適用される農薬等のうち、「第3 運用上の注意」1において、残留の規制対象を変更することと示しているものについては、規制対象の変更についても同日から適用すること。

第3 運用上の注意

1 残留基準値関係

- (1) 別紙のうち残留基準値欄が空欄になっている食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）を適用すること。
- (2) 今回残留基準値を設定する「アシノナピル」とは、農産物及びはちみつにあつてはアシノナピル及び代謝物C【3-endo-[2-プロポキシ-4-(トリフルオロメチル)フェノキシ]-9-アザビシクロ[3.3.1]ノナン】をアシノナピルに換算したものの和とし、魚介類にあつてはアシノナピルのみとすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。

- (3) 今回残留基準値を設定する「トリフロキシストロビン」とは、農産物及び魚介類にあつては、トリフロキシストロビンをいい、畜産物にあつては、トリフロキシストロビン及び代謝物B【(E,E)-メトキシイミノ-[2-[1-(3-トリフルオロメチル-フェニル)-エチリデンアミノオキシメチル]-フェニル]-酢酸】をトリフロキシストロビンに換算したものの和とすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。
- (4) 今回残留基準値を設定する「フェナリモル」とは、フェナリモルのみとすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。
- (5) 今回残留基準値を設定する「フェンピラザミン」とは、農産物にあつてはフェンピラザミンのみとし、畜産物にあつてはフェンピラザミン及び代謝物B【5-アミノ-1,2-ジヒドロ-2-イソプロピル-4-(*o*-トリル)ピラゾール-3-オン】をフェンピラザミンに換算したものの和とすること。なお、改正前の残留の規制対象は、フェンピラザミンであること。
- (6) 今回残留基準値を設定する「フルキサメタミド」とは、フルキサメタミドのみとすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。
- (7)① 今回残留基準値を設定する「フロニカミド」とは、農産物及びその加工品にあつてはフロニカミド、代謝物C【N-(4-トリフルオロメチルニコチノイル)グリシン】及び代謝物E【4-トリフルオロメチルニコチン酸】をフロニカミドに換算したものの和をいい、畜産物にあつてはフロニカミド、代謝物D【4-トリフルオロメチルニコチンアミド】及び代謝物Eをフロニカミドに換算したものの和とすること。なお、改正前の残留の規制対象は、農産物にあつてはフロニカミドのみをいい、畜産物にあつてはフロニカミド及び代謝物D【4-トリフルオロメチルニコチンアミド】をフロニカミドに換算したものの和であること。
- (7)② 「スペアミント」、「ペパーミント」及び「その他のハーブ（スペアミント及びペパーミントを除く。）」に設定されているフロニカミドの残留基準値については、現行の残留基準値を削除し、「その他のハーブ」として残留基準値を設定すること。
- (8) 今回残留基準値を設定する「ペンチオピラド」とは、農産物にあつてはペンチオピラドのみをいい、畜産物にあつてはペンチオピラド及び代謝物A-3【1-メチル-3-トリフルオロメチル-1*H*-ピラゾール-4-カルボキサミド】をペンチオピラドに換算したものの和とすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。

2 その他

- (1) 今般の残留基準値の設定に併せ、今後、農林水産省において、農薬取締

法（昭和23年法律第82号）に基づき、農薬アシノナピル、農薬フェンピラザミン、農薬フルキサメタミド、農薬フロニカミド及び農薬ペンチオピラドに係る適用拡大のための変更登録が行われる予定であること。

- (2) 「すいか」、「メロン類果実」、「まくわうり」、「みかん」、「びわ」、「もも」及び「キウイー」に設定されている残留基準値については、現行の残留基準値を削除する場合、別に規定する場合を除き、「すいか（果皮を含む。）」、「メロン類果実（果皮を含む。）」、「まくわうり（果皮を含む。）」、「みかん（外果皮を含む。）」、「びわ（果梗を除き果皮及び種子を含む。）」、「もも（果皮及び種子を含む。）」及び「キウイー（果皮を含む。）」としてそれぞれ一律基準（0.01 ppm）が適用されること。

別紙

農薬アシノナピル（殺ダニ剤）

食品名	残留基準値※ （改正後） ppm	残留基準値 （改正前） ppm
ピーマン	○ 0.7	
なす	○ 0.6	0.5
きゅうり（ガーキンを含む。）	○ 0.2	
すいか		0.03
すいか（果皮を含む。）	0.4	
メロン類果実（果皮を含む。）	○ 0.3	
みかん		0.1
みかん（外果皮を含む。）	2	
なつみかんの果実全体	○ 2	1
レモン	○ 2	1
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	○ 2	1
グレープフルーツ	○ 2	1
ライム	○ 2	1
その他のかんきつ類果実	○ 2	1
りんご	3	3
日本なし	○ 0.9	0.7
西洋なし	○ 0.9	0.7
もも（果皮及び種子を含む。）	○ 2	
ネクタリン	○ 2	
あんず（アプリコットを含む。）	○ 3	2
すもも（プルーンを含む。）	0.2	0.2
うめ	○ 3	2
おうとう（チェリーを含む。）	3	3
いちご	2	2
ぶどう	○ 2	
茶	○ 30	20
その他のスパイス	○ 6	5
魚介類	0.7	0.7
はちみつ	0.05	0.05

農薬トリフロキシストロビン（殺菌剤）

食品名	残留基準値※ （改正後） ppm	残留基準値 （改正前） ppm
米（玄米をいう。）	2	2
小麦	0.2	0.2

農薬トリフロキシストロビン（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
大麦	0.5	0.5
ライ麦	0.05	0.05
とうもろこし	0.05	0.05
その他の穀類	0.05	0.05
大豆	0.08	0.08
らっかせい	0.05	0.05
ばれいしょ	0.04	0.04
さといも類（やつがしらを含む。）	○ 0.04	
かんしょ	○ 0.04	
やまいも（長いもをいう。）	○ 0.04	
その他のいも類	○ 0.04	
てんさい	0.05	0.05
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	0.1	0.1
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	15	15
かぶ類の根	0.1	0.1
西洋わさび	0.1	0.1
はくさい	0.5	0.5
キャベツ	○ 2	0.5
芽キャベツ	0.1	0.1
カリフラワー	0.5	0.5
ブロッコリー	0.5	0.5
その他のあぶらな科野菜	○ 0.5	
ごぼう	0.1	0.1
サルシフィー	0.1	0.1
レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）	15	15
その他のきく科野菜	4	4
ねぎ（リーキを含む。）	0.7	0.7
にんにく	0.05	0.05
アスパラガス	0.07	0.07
にんじん	0.1	0.1
パースニップ	0.1	0.1
セロリ	4	4
その他のせり科野菜	4	4
トマト	0.7	0.7
ピーマン	0.5	0.5
なす	0.7	0.7
その他のなす科野菜	2	2
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.7	0.7
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	0.3	0.3

農薬トリフロキシストロビン（続き）

食品名	残留基準値※	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
しろうり	0.3	0.3
すいか	0.3	0.3
すいか（果皮を含む。）	0.3	0.3
メロン類果実	0.3	0.3
メロン類果実（果皮を含む。）	0.3	0.3
まくわうり	0.3	0.3
まくわうり（果皮を含む。）	0.3	0.3
その他のうり科野菜	0.3	0.3
ほうれんそう	○ 20	
未成熟いんげん	0.5	0.5
えだまめ	0.08	0.08
その他の野菜	4	4
みかん	2	0.1
みかん（外果皮を含む。）	2	0.1
なつみかんの果実全体	3	3
レモン	3	3
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	3	3
グレープフルーツ	3	3
ライム	3	3
その他のかんきつ類果実	3	3
りんご	3	3
日本なし	5	5
西洋なし	5	5
マルメロ	0.7	0.7
びわ	0.7	0.7
びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）	0.7	0.7
もも	0.2	0.2
もも（果皮及び種子を含む。）	5	0.2
ネクタリン	3	3
あんず（アプリコットを含む。）	5	5
すもも（プルーンを含む。）	3	3
うめ	5	5
おうとう（チェリーを含む。）	3	3
いちご	1	1
ブルーベリー	2	2
その他のベリー類果実	2	2
ぶどう	5	5
かき	1	1

農薬トリフロキシストロビン（続き）

食品名	残留基準値 [※] (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
バナナ	0.5	0.5
キウイー		0.02
キウイー（果皮を含む。）	0.02	
パパイヤ	0.7	0.7
グアバ	0.05	0.05
マンゴー	0.7	0.7
パッションフルーツ	0.05	0.05
その他の果実	○ 3	0.7
綿実	○ 0.4	0.05
ぎんなん	0.02	0.02
くり	0.04	0.04
ペカン	0.04	0.04
アーモンド	0.04	0.04
くるみ	0.04	0.04
その他のナッツ類	0.04	0.04
茶	5	5
コーヒー豆	0.05	0.05
ホップ	40	40
その他のスパイス	10	10
その他のハーブ	4	4
牛の筋肉	0.05	0.05
豚の筋肉	0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.05	0.05
牛の脂肪	0.05	0.05
豚の脂肪	0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.05	0.05
牛の肝臓	0.05	0.05
豚の肝臓	0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.05	0.05
牛の腎臓	0.04	0.04
豚の腎臓	0.04	0.04
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.04	0.04
牛の食用部分	0.05	0.05
豚の食用部分	0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.05	0.05
乳	0.02	0.02
鶏の筋肉	0.04	0.04

農薬トリフロキシストロビン（続き）

食品名	残留基準値※ （改正後） ppm	残留基準値 （改正前） ppm
その他の家きんの筋肉	0.04	0.04
鶏の脂肪	0.04	0.04
その他の家きんの脂肪	0.04	0.04
鶏の肝臓	0.04	0.04
その他の家きんの肝臓	0.04	0.04
鶏の腎臓	0.04	0.04
その他の家きんの腎臓	0.04	0.04
鶏の食用部分	0.04	0.04
その他の家きんの食用部分	0.04	0.04
鶏の卵	0.04	0.04
その他の家きんの卵	0.04	0.04
魚介類	0.03	0.03

農薬フェナリモル（殺菌剤）

食品名	残留基準値※ （改正後） ppm	残留基準値 （改正前） ppm
小麦	●	0.1
大麦	●	0.1
ライ麦	●	0.1
とうもろこし	●	0.1
そば	●	0.1
その他の穀類	●	0.1
大豆	●	0.02
小豆類	●	0.02
えんどう	●	0.02
そら豆	●	0.02
らっかせい	●	0.02
その他の豆類	●	0.02
ばれいしょ	●	0.02
さといも類（やつがしらを含む。）	●	0.02
かんしょ	●	0.02
やまいも（長いものをいう。）	●	0.02
こんにやくいも	●	0.02
その他のいも類	●	0.02
てんさい	●	0.02
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	●	0.5
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	●	0.5

農薬フェナリモル（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
かぶ類の根	●	0.5
かぶ類の葉	●	0.5
西洋わさび	●	0.5
クレソン	●	0.5
はくさい	●	0.5
キャベツ	●	0.5
芽キャベツ	●	0.5
ケール	●	0.5
こまつな	●	0.5
きょうな	●	0.5
チンゲンサイ	●	0.5
カリフラワー	●	0.5
ブロッコリー	●	0.5
その他のあぶらな科野菜	●	0.5
ごぼう	●	0.5
サルシフィー	●	0.5
アーティチョーク	● 0.1	0.5
チコリ	●	0.5
エンダイブ	●	0.5
しゅんぎく	●	0.5
レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）	●	0.5
その他のきく科野菜	●	0.5
たまねぎ	●	0.5
ねぎ（リーキを含む。）	●	0.5
にんにく	●	0.5
にら	●	0.5
アスパラガス	●	0.5
わけぎ	●	0.5
その他のゆり科野菜	●	0.5
にんじん	●	0.5
パースニップ	●	0.5
パセリ	●	0.5
セロリ	●	0.5
みつば	●	0.5
その他のせり科野菜	●	0.5
トマト	●	0.5
ピーマン	0.5	0.5
なす	● 0.3	0.5
その他のなす科野菜	0.5	0.5

農薬フェナリモル（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
きゅうり（ガーキンを含む。）	● 0.07	0.5
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	● 0.3	0.5
しろうり	●	0.5
すいか		1.0
すいか（果皮を含む。）	0.07	
メロン類果実		1.0
メロン類果実（果皮を含む。）	0.3	
まくわうり		1.0
まくわうり（果皮を含む。）		
その他のうり科野菜	●	0.5
ほうれんそう	●	0.5
たけのこ	●	0.5
オクラ	●	0.5
しょうが	●	0.5
未成熟えんどう	●	0.5
未成熟いんげん	●	0.5
えだまめ	●	0.5
マッシュルーム	●	0.5
しいたけ	●	0.5
その他のきのこ類	●	0.5
その他の野菜	●	0.5
みかん		1.0
みかん（外果皮を含む。）		
なつみかんの果実全体	●	1.0
レモン	●	1.0
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	●	1.0
グレープフルーツ	●	1.0
ライム	●	1.0
その他のかんきつ類果実	●	1.0
りんご	● 0.3	1.0
日本なし	● 0.3	1.0
西洋なし	● 0.3	1.0
マルメロ	● 0.3	1.0
びわ		1.0
びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）	0.3	
もも		1.0
もも（果皮及び種子を含む。）	0.5	
ネクタリン	●	1.0

農薬フェナリモル（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
あんず（アプリコットを含む。）	●	1.0
すもも（プルーンを含む。）	●	1.0
うめ	●	1.0
おうとう（チェリーを含む。）	○ 1	1.0
いちご	○ 1	1.0
ラズベリー	●	1.0
ブラックベリー	●	1.0
ブルーベリー	●	1.0
クランベリー	●	1.0
ハックルベリー	●	1.0
その他のベリー類果実	●	1.0
ぶどう	● 0.3	1.0
かき	● 0.3	1.0
バナナ	● 0.2	1.0
キウイ		1.0
キウイ（果皮を含む。）		
パパイヤ	●	1.0
アボカド	●	1.0
パイナップル	●	1.0
グアバ	●	1.0
マンゴー	●	1.0
パッションフルーツ	●	1.0
なつめやし	●	1.0
その他の果実	●	1.0
ひまわりの種子	●	1.0
ごまの種子	●	1.0
べにばなの種子	●	1.0
綿実	●	1.0
なたね	●	1.0
その他のオイルシード	●	1.0
ぎんなん	●	1.0
くり	●	1.0
ペカン	● 0.02	1.0
アーモンド	●	1.0
くるみ	●	1.0
その他のナッツ類	●	1.0
茶	●	0.05
ホップ	5	5
その他のスパイス	●	1

農薬フェナリモル（続き）

食品名	残留基準値 [※] (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
その他のハーブ	●	0.5
牛の筋肉	0.02	0.02
豚の筋肉	0.02	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.02	0.02
牛の脂肪	● 0.02	0.1
豚の脂肪	● 0.02	0.06
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	● 0.02	0.1
牛の肝臓	0.05	0.05
豚の肝臓	● 0.05	0.06
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	● 0.05	0.06
牛の腎臓	0.02	0.02
豚の腎臓	● 0.02	0.06
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	● 0.02	0.06
牛の食用部分	0.02	0.02
豚の食用部分	0.02	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.02	0.02
乳		0.01
鶏の筋肉	●	0.02
その他の家きんの筋肉	●	0.02
鶏の脂肪	●	0.02
その他の家きんの脂肪	●	0.02
鶏の肝臓	●	0.02
その他の家きんの肝臓	●	0.02
鶏の腎臓	●	0.02
その他の家きんの腎臓	●	0.02
鶏の食用部分	●	0.02
その他の家きんの食用部分	●	0.02
鶏の卵	●	0.02
その他の家きんの卵	●	0.02
とうがらし（乾燥させたもの）	○	5

農薬フェンピラザミン（殺菌剤）

食品名	残留基準値※ （改正後）	残留基準値 （改正前）
	ppm	ppm
レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）	2	2
トマト	5	5
ピーマン	○ 3	
なす	○ 3	2
その他のなす科野菜	○ 3	
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.7	0.7
すいか		0.05
すいか（果皮を含む。）	0.5	
メロン類果実		0.05
メロン類果実（果皮を含む。）	2	
未成熟えんどう	○ 10	
未成熟いんげん	○ 5	
えだまめ	○ 2	
その他の野菜	○ 10	0.7
みかん		0.1
みかん（外果皮を含む。）	2	
なつみかんの果実全体	5	5
レモン	5	5
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	5	5
グレープフルーツ	5	5
ライム	5	5
その他のかんきつ類果実	5	5
もも		0.3
もも（果皮及び種子を含む。）	5	
ネクタリン	○ 4	
あんず（アプリコットを含む。）	○ 4	
すもも（プルーンを含む。）	○ 2	
うめ	○ 4	
おうとう（チェリーを含む。）	○ 3	
いちご	10	10
ラズベリー	5	5
ブラックベリー	5	5
ブルーベリー	5	5
クランベリー	5	5
ハックルベリー	5	5
その他のベリー類果実	5	5
ぶどう	10	10
その他の果実	○ 3	
アーモンド	0.02	0.02

農薬フェンピラザミン（続き）

食品名	残留基準値※ （改正後） ppm	残留基準値 （改正前） ppm
その他のナッツ類	0.02	0.02
その他のスパイス	15	15
牛の筋肉	○ 0.02	
豚の筋肉	○ 0.02	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	○ 0.02	
牛の脂肪	○ 0.02	
豚の脂肪	○ 0.02	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 0.02	
牛の肝臓	○ 0.05	
豚の肝臓	○ 0.05	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.05	
牛の腎臓	○ 0.05	
豚の腎臓	○ 0.05	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.05	
牛の食用部分	○ 0.05	
豚の食用部分	○ 0.05	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.05	
乳	0.01	

農薬フルキサメタミド（殺虫剤）

食品名	残留基準値※ （改正後） ppm	残留基準値 （改正前） ppm
とうもろこし	0.01	
大豆	● 0.01	0.02
小豆類	0.01	
えんどう	0.01	
そら豆	0.01	
その他の豆類	0.01	
さといも類（やつがしらを含む。）	● 0.01	0.05
かんしょ	● 0.01	0.02
やまいも（長いもをいう。）	0.01	
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	● 0.07	0.1
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	○ 7	5
はくさい	○ 0.8	0.7
キャベツ	1	1

農薬フルキサメタミド（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
ケール	○ 2	
こまつな	○ 2	
きょうな	○ 2	
チンゲンサイ	○ 2	
カリフラワー	2	2
ブロッコリー	2	2
その他のあぶらな科野菜	○ 2	
レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）	10	10
その他のきく科野菜	○ 10	
たまねぎ	● 0.01	0.02
ねぎ（リーキを含む。）	○ 2	1
にら	○ 6	
アスパラガス	○ 1	
その他のゆり科野菜	○ 0.05	
トマト	1	1
ピーマン	2	2
なす	0.3	0.3
きゅうり（ガーキンを含む。）	● 0.4	0.5
すいか		0.02
すいか（果皮を含む。）	0.2	
メロン類果実		0.05
メロン類果実（果皮を含む。）	0.4	
オクラ	○ 2	
しょうが	○ 0.02	
未成熟えんどう	3	3
未成熟いんげん	2	2
えだまめ	● 4	5
その他の野菜	● 4	5
みかん（外果皮を含む。）	○ 0.7	
なつみかんの果実全体	○ 0.7	
レモン	○ 0.7	
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	○ 0.7	
グレープフルーツ	○ 0.7	
ライム	○ 0.7	
その他のかんきつ類果実	○ 0.7	
もも（果皮及び種子を含む。）	○ 0.3	
ネクタリン	○ 0.3	
あんず（アプリコットを含む。）	○ 0.9	
すもも（プルーンを含む。）	○ 0.05	

農薬フルキサメタミド（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
うめ	○ 0.9	
いちご	1	1
ぶどう	○ 0.7	
その他の果実	○ 0.7	
茶	○ 6	5
その他のスパイス	○ 4	
その他のハーブ	○ 20	
魚介類	○ 0.09	0.02
はちみつ	0.05	0.05

農薬フロニカミド（殺虫剤）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
小麦	○ 5	0.1
とうもろこし	○ 0.4	0.03
大豆	○ 5	0.7
小豆類	○ 5	1
えんどう	○ 5	1
そら豆	○ 0.7	0.2
その他の豆類	○ 5	1
ばれいしょ	○ 0.3	0.03
さといも類（やつがしらを含む。）	○ 0.2	0.05
やまいも（長いもをいう。）	○ 0.2	0.05
こんにゃくいも	○ 0.07	0.05
その他のいも類	○ 0.2	0.02
てんさい	○ 0.6	0.05
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	○ 0.7	0.4
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	20	20
かぶ類の根	○ 0.6	0.4
かぶ類の葉	○ 20	
西洋わさび	○ 0.6	0.4
クレソン	○ 20	15
はくさい	○ 20	15
キャベツ	2	2
芽キャベツ	2	2
ケール	○ 20	15
こまつな	○ 20	15

農薬フロニカミド（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
きょうな	○ 20	15
チンゲンサイ	○ 20	15
カリフラワー	2	2
ブロッコリー	○ 5	3
その他のあぶらな科野菜	○ 20	15
ごぼう	○ 0.6	0.4
サルシフィー	○ 0.6	0.4
チコリ	○ 0.6	0.4
エンダイブ	○ 3	2
しゅんぎく	○ 15	10
レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）	○ 20	15
その他のきく科野菜	2	2
たまねぎ	○ 0.3	0.05
ねぎ（リーキを含む。）	○ 3	2
アスパラガス	○ 2	0.3
にんじん	○ 0.6	0.02
パースニップ	○ 0.6	0.4
パセリ	15	15
セロリ	○ 4	3
みつば	5	5
その他のせり科野菜	2	2
トマト	○ 2	1
ピーマン	○ 3	2
なす	○ 3	0.7
その他のなす科野菜	○ 5	2
きゅうり（ガーキンを含む。）	2	2
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	○ 2	0.5
しろうり	○ 1	0.5
すいか（果皮を含む。）	○ 2	0.2
メロン類果実	○ 2	0.3
まくわうり（果皮を含む。）	○ 0.5	0.2
その他のうり科野菜	○ 3	0.7
ほうれんそう	20	20
オクラ	○ 10	1
未成熟えんどう	2	2
未成熟いんげん	○ 4	2
えだまめ	○ 5	2
その他の野菜	3	3
みかん（外果皮を含む。）	○ 2	1

農薬フロニカミド（続き）

食品名	残留基準値※	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
なつみかんの果実全体	○ 2	1
レモン	○ 3	2
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	○ 3	2
グレープフルーツ	○ 3	2
ライム	○ 3	2
その他のかんきつ類果実	○ 3	2
りんご	0.8	0.8
日本なし	0.8	0.8
西洋なし	0.8	0.8
マルメロ	0.8	0.8
びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）	0.8	0.8
もも（果皮及び種子を含む。）	● 0.8	2
ネクタリン	1	1
あんず（アプリコットを含む。）	○ 2	1
すもも（プルーンを含む。）	○ 0.3	0.2
うめ	○ 2	1
おうとう（チェリーを含む。）	2	2
いちご	2	2
クランベリー	2	2
その他のベリー類果実	○ 2	
ぶどう	○ 6	2
かき	0.8	0.8
マンゴー	○ 3	
その他の果実	0.8	0.8
綿実	○ 0.7	0.6
なたね	○ 2	0.5
くり	○ 0.1	0.01
ペカン	○ 0.1	0.01
アーモンド	○ 0.1	0.01
くるみ	○ 0.1	0.01
その他のナッツ類	○ 0.5	0.2
茶	○ 40	30
ホップ	20	20
その他のスパイス	● 8	10
スペアミント		6
ペパーミント		6
その他のハーブ（スペアミント及びペパーミントを除く。）		15
その他のハーブ	○ 20	
牛の筋肉	0.2	0.2

農薬フロニカミド（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
豚の筋肉	0.2	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.2	0.2
牛の脂肪	0.05	0.05
豚の脂肪	0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.05	0.05
牛の肝臓	0.2	0.2
豚の肝臓	0.2	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.2	0.2
牛の腎臓	○ 0.4	0.2
豚の腎臓	○ 0.4	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.4	0.2
牛の食用部分	○ 0.4	0.2
豚の食用部分	○ 0.4	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.4	0.2
乳	0.2	0.2
鶏の筋肉	0.1	0.1
その他の家きんの筋肉	0.1	0.1
鶏の脂肪	○ 0.07	0.05
その他の家きんの脂肪	○ 0.07	0.05
鶏の肝臓	0.1	0.1
その他の家きんの肝臓	0.1	0.1
鶏の腎臓	0.1	0.1
その他の家きんの腎臓	0.1	0.1
鶏の食用部分	0.1	0.1
その他の家きんの食用部分	0.1	0.1
鶏の卵	0.2	0.2
その他の家きんの卵	0.2	0.2
トマトペースト（トマト加工品の日本農林規格に規定するものに限る。）	○ 15	7

農薬ペンチオピラド（殺菌剤）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
小麦	0.3	0.3
大麦	0.2	0.2

農薬ペンチオピラド（続き）

食品名	残留基準値※	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
ライ麦	0.2	0.2
とうもろこし	0.02	0.02
そば	0.2	0.2
その他の穀類	0.8	0.8
大豆	0.4	0.4
小豆類	0.4	0.4
えんどう	0.4	0.4
そら豆	0.4	0.4
らっかせい	0.05	0.05
その他の豆類	0.4	0.4
ばれいしょ	0.06	0.06
さといも類（やつがしらを含む。）	0.06	0.06
かんしょ	0.06	0.06
やまいも（長いもをいう。）	0.06	0.06
その他のいも類	0.06	0.06
てんさい	0.5	0.5
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	3	3
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	○ 50	30
かぶ類の葉	50	50
クレソン	○ 50	30
はくさい	● 5	30
キャベツ	5	5
芽キャベツ	5	5
ケール	50	50
こまつな	50	50
きょうな	50	50
チンゲンサイ	50	50
カリフラワー	5	5
ブロッコリー	10	10
その他のあぶらな科野菜	50	50
チコリ	30	30
エンダイブ	30	30
しゅんぎく	30	30
レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）	40	40
その他のきく科野菜	30	30
たまねぎ	0.7	0.7
ねぎ（リーキを含む。）	4	4
にんにく	○ 0.05	
にら	20	20

農薬ペンチオピラド（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
アスパラガス	0.3	0.3
その他のゆり科野菜	5	5
にんじん	0.6	0.6
パセリ	30	30
セロリ	30	30
みつば	○ 30	
その他のせり科野菜	30	30
トマト	3	3
ピーマン	3	3
なす	3	3
その他のなす科野菜	30	30
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.5	0.5
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	0.5	0.5
しろりり	0.5	0.5
すいか（果皮を含む。）	0.5	0.5
メロン類果実（果皮を含む。）	0.9	0.9
まくわうり（果皮を含む。）	○ 0.5	
その他のうり科野菜	30	30
ほうれんそう	30	30
オクラ	2	2
しょうが	0.06	0.06
未成熟えんどう	4	4
未成熟いんげん	4	4
えだまめ	4	4
しいたけ	2	2
その他のきのこ類	2	2
その他の野菜	30	30
みかん（外果皮を含む。）	5	5
なつみかんの果実全体	2	2
レモン	5	5
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	5	5
グレープフルーツ	5	5
ライム	5	5
その他のかんきつ類果実	5	5
りんご	2	2
日本なし	3	3
西洋なし	3	3
マルメロ	0.5	0.5
びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）	0.4	0.4

農薬ペンチオピラド（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
もも（果皮及び種子を含む。）	○ 5	4
ネクタリン	4	4
あんず（アプリコットを含む。）	10	10
すもも（プルーンを含む。）	4	4
うめ	10	10
おうとう（チェリーを含む。）	5	5
いちご	3	3
ラズベリー	○ 10	
ブラックベリー	○ 10	
ブルーベリー	○ 7	3
クランベリー	3	3
ハックルベリー	○ 7	
その他のベリー類果実	○ 10	3
ぶどう	10	10
かき	3	3
その他の果実	3	3
ひまわりの種子	2	2
綿実	2	2
なたね	2	2
ぎんなん	0.05	0.05
くり	● 0.05	0.06
ペカン	● 0.05	0.06
アーモンド	● 0.05	0.06
くるみ	● 0.05	0.06
その他のナッツ類	● 0.05	0.06
その他のスパイス	15	15
その他のハーブ	50	50
牛の筋肉	0.04	0.04
豚の筋肉	0.04	0.04
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.04	0.04
牛の脂肪	0.05	0.05
豚の脂肪	0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.05	0.05
牛の肝臓	0.08	0.08
豚の肝臓	0.08	0.08
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.08	0.08
牛の腎臓	0.08	0.08
豚の腎臓	0.08	0.08

農薬ペンチオピラド（続き）

食品名	残留基準値※ （改正後） ppm	残留基準値 （改正前） ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.08	0.08
牛の食用部分	0.08	0.08
豚の食用部分	0.08	0.08
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.08	0.08
乳	0.04	0.04
鶏の筋肉	0.03	0.03
その他の家きんの筋肉	0.03	0.03
鶏の脂肪	0.03	0.03
その他の家きんの脂肪	0.03	0.03
鶏の肝臓	0.03	0.03
その他の家きんの肝臓	0.03	0.03
鶏の腎臓	0.03	0.03
その他の家きんの腎臓	0.03	0.03
鶏の食用部分	0.03	0.03
その他の家きんの食用部分	0.03	0.03
鶏の卵	0.03	0.03
その他の家きんの卵	0.03	0.03

脚注

※○：令和5年2月14日適用（基準値を引き上げる品目）

●：令和6年2月14日適用（基準値を引き下げる品目）

- ・ 残留基準値欄が空欄になっている食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。

参考

- ・「その他の穀類」とは、穀類のうち、米(玄米をいう。)、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。
- ・「小豆類」には、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズ豆を含む。
- ・「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類(やつがしらを含む。)、かんしょ、やまいも(長いもをいう。)及びこんにゃくいも以外のものをいう。
- ・「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類(ラディッシュを含む。)の根、だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ(リーキを含む。)、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
- ・「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり(ガーキンを含む。)、かぼちや(スカッシュを含む。)、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
- ・「その他のきのこ類」とは、きのこ類のうち、マッシュルーム及びしいたけ以外のものをいう。
- ・「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。
- ・「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず(アプリコットを含む。)、すもも(プルーンを含む。)、うめ、おうとう(チェリーを含む。)、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。
- ・「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
- ・「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

- 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
- 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。
- 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。
- 「その他の魚類」とは、魚類のうち、さけ目類、うなぎ目類及びすずき目類以外のものをいう。
- 「その他の魚介類」とは、魚介類のうち、魚類、貝類及び甲殻類以外のものをいう。